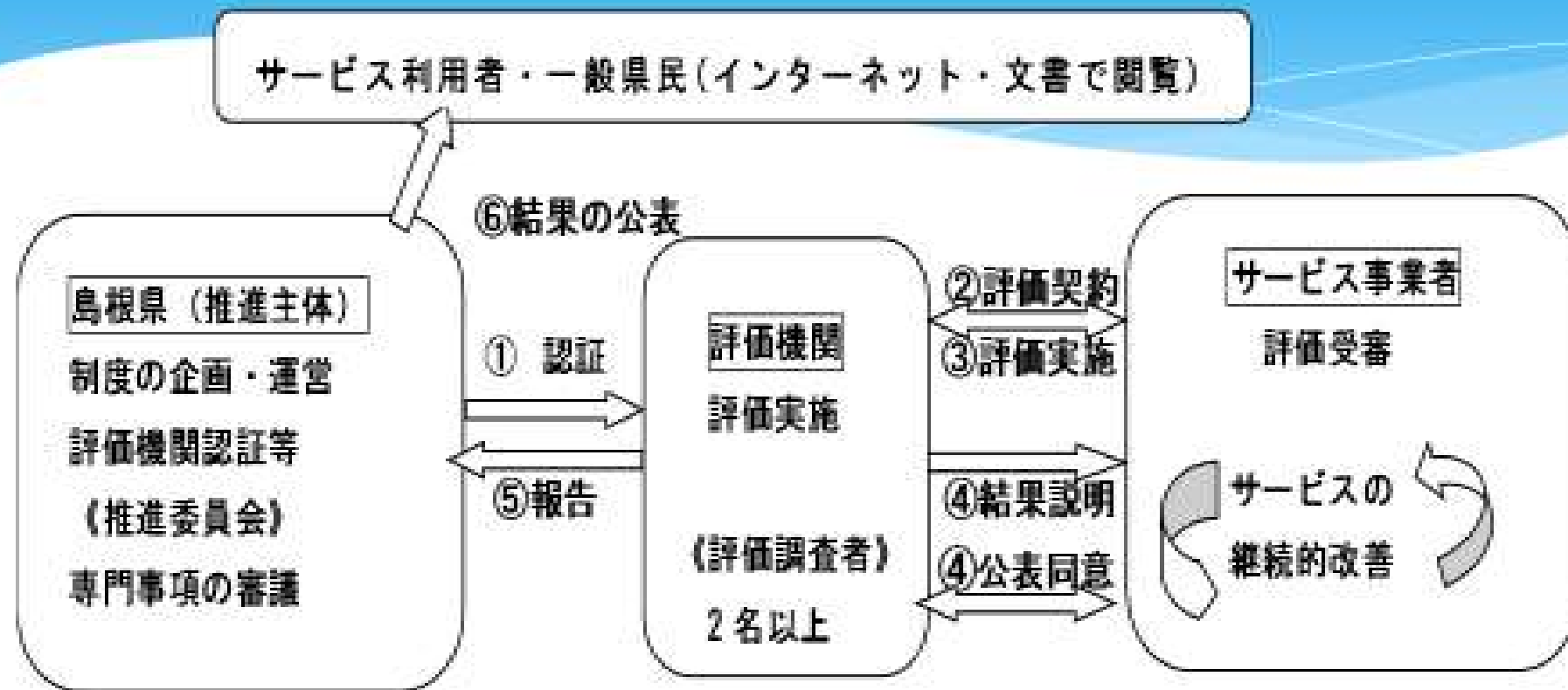


本県の取組状況

島根県健康福祉部地域福祉課
福祉基盤・指導監査スタッフ

1. 島根県福祉サービス第三者評価制度の仕組み

《島根県福祉サービス第三者評価制度のしくみ》



2. 島根県（推進組織）の役割

《島根県》

- ①第三者評価事業の企画立案
- ②評価機関の育成及び認証
- ③評価基準の作成及び評価手法の開発
- ④評価結果の公表等
- ⑤評価調査者の養成
- ⑥第三者評価事業に関する情報公開
- ⑦第三者評価事業の苦情解決
- ⑧福祉サービス第三者評価事業の普及啓発等

《福祉サービス第三者評価推進委員会》

学識経験者、福祉サービス利用者を代表する者及び事業者を代表する者により構成し、第三者評価事業推進のための審議（評価機関の認証、評価基準の作成、第三者評価事業の普及啓発等）を行う。

3. 評価の対象とする福祉サービス

高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホーム ○養護老人ホーム ○軽費老人ホーム（ケアハウス） ○介護保険法に定める次のサービスを提供する施設・事業所 「施設サービス」、「居宅サービス」、「介護予防サービス」、「地域密着型サービス」、「居宅介護支援」
児 童	<ul style="list-style-type: none"> ○児童養護施設★ ○母子生活支援施設★ ○保育所 ○認定こども園(幼稚園型を除く) ○児童地域型保育事業所 ○乳児院★ ○ファミリーホーム ○自立援助ホーム ○児童心理治療施設★ ○児童自立支援施設★ ○放課後児童クラブ <p>(注) ★：3か年度に1回以上の受審が義務付けられている社会的養護施設 (全国推進組織が認証した評価機関が全国共通の基準により評価)</p>
障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉型障害児入所施設 ○医療型障害児入所施設 ○障害児通所支援事業所 ○障害者支援施設 ○障害福祉サービス事業所
保 護	<ul style="list-style-type: none"> ○救護施設

4. 認証評価機関（令和6年3月17日現在）

評価機関の名称	所在地	認証番号	認証有効期間
(有)保健情報サービス	鳥取県米子市	島根 17-01	R5.9.1～R8.8.31
(有)ケアオフィス	島根県浜田市	島根 17-02	R5.9.1～R8.8.31
特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	東京都品川区	島根 28-05	R5.1.25～R8.1.24
(株)評価基準研究所	東京都千代田区	島根 R2-07	R5.4.13～R8.4.12

5. 利用者への情報提供

評価結果を公表することにより、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択するための有効な情報を提供する

WAM ネットで結果のすべてを公表

県のホームページにも基本情報(※)を掲載し、WAMネットにリンク、誰でもが『評価結果』を閲覧可能に。

- ※基本情報 : 評価年度 (「評価結果確定日」の属する年度)
種別
施設・事業所名
所在地 (市町村名)
確定日 (「評価結果確定日」)
評価機関
(過去5年間に受診した基本情報も一覧で掲示)

6. 近年の受信状況

年度	施設名	所在地
R1	たいしゃ保育園	出雲市
	放課後等デイサービスまがたま	松江市
	短期入所事業所まがたま	松江市
	障がい者支援施設まがたま	松江市
	障がい者支援施設まがたま	松江市
	障がい者支援施設まがたま	松江市
	サポートセンターまがたま	松江市
	グループホームまがたま	松江市
	養護老人ホーム香梅苑	邑南町
	けいしょう保育園	海士町
	小規模多機能型居宅介護事業所ほほえみ	大田市
	しらすぎ苑デイサービスセンター	安来市
	せせらぎの里デイサービスセンターよしだ	安来市
	しらすぎ苑第2デイサービスセンター	安来市
	しらすぎ苑ホームヘルパーステーション	安来市
	デイサービスセンターことひめ	大田市
	デイサービスセンターむつみ	大田市
	杵束保育園	浜田市
	仁摩保育園	大田市
	聖煌寮	浜田市
	R2	ひらた西保育園
児童心理療育センターみらい		出雲市
特別養護老人ホーム伯寿の郷（従来型）		安来市
特別養護老人ホーム伯寿の郷（ユニット型）		安来市
特別養護老人ホーム伯寿の郷 短期入所		安来市
島根県立わかたけ学園		松江市
ソレイユデイサービスセンターあらしま		安来市
幼保連携型認定こども園ふたばこども園		安来市
しらすぎ苑在宅介護支援センター		安来市
特別養護老人ホーム桃源の家		邑南町
特別養護老人ホーム桃源の家		邑南町
居宅介護支援事業所しおさい		大田市
訪問介護支援事業所しおさい 同行援護		大田市
訪問介護支援事業所しおさい 居宅介護		大田市
訪問介護支援事業所しおさい 訪問介護		大田市
島根東光学園		松江市
双樹学院		松江市
安来学園	安来市	

年度	施設名	所在地	
R3	日貫保育所	邑南町	
	いわみ西保育所	邑南町	
	東保育所	邑南町	
	出雲聖園マリア園	出雲市	
	あかえこども園	安来市	
	通所介護事業所しおさい	大田市	
	障害者支援施設清風園	大田市	
	小規模多機能型居宅介護事業所えがお	大田市	
	R4	あすなる第2保育園	出雲市
		なかよし保育園	出雲市
古志ひまわり保育園		出雲市	
ひまわり第1保育園		出雲市	
ひまわり第2保育園		出雲市	
聖煌寮（浜田市）		浜田市	
老人デイサービスセンター希望の郷		邑南町	
就労継続支援A型しおかぜ		浜田市	
就労継続支援A型はまかぜ		浜田市	
松江赤十字乳児院		松江市	
松江認定こども園（あさひ園）		松江市	
児童心理療育センターみらい		出雲市	
障害者地域生活支援センターせいふう		大田市	
障害者地域生活支援センターせいふう		大田市	
グループホーム清風園		大田市	
R5		あすなる保育園	出雲市
		養護老人ホーム香梅苑	邑南町
	うさぎ山こども園	江津市	
	ヘルパーステーションなかよし	松江市	
	ケアハウス古志原ヒルズ	松江市	
	双樹学院	松江市	
	安来学園	安来市	
	放課後児童クラブふたば学級	浜田市	
	しらすぎ苑	安来市	
	島根東光学園	松江市	

7. 区分(サービス種別)ごとの受審の進捗状況

■目標設定対象サービス

区分	サービス種別	R元	R2	R3	計	目標	目標達成率	R4	R5	R6 見込	計	目標	目標達成率
高齢者	養護老人ホーム	1			1	19	100%		1		1	12	133%
	特別養護老人ホーム	2	1		3				1	4	5		
	軽費老人ホーム								1		1		
	訪問サービス(※1)	1	1		2				1		1		
	通所サービス(※2)	5	1	1	7				2	1	3		
	短期入所生活介護	1	1		2					4	4		
	小規模多機能型居宅介護			1	1								
	通所リハビリテーション												
	居宅介護支援		2		2					1	1		
	複合型サービス	1			1								
小計(ア)		11	6	2	19			2	4	10	16		
障がい者	居宅介護	1	1		2	10	100%					9	44%
	重度訪問介護												
	同行援護		1		1								
	行動援護												
	療養介護												
	生活介護	1			1				1		1		
	短期入所	1			1								
	自立訓練												
	就労移行支援												
	就労継続支援								2		2		
	就労定着支援												
	自立生活援助												
	共同生活援助	1			1				1		1		
	障害者支援施設	1		1	2								
	児童発達支援												
放課後等デイサービス	1			1									
保育所等訪問支援													
相談支援	1			1									
障害児入所施設													
小計(イ)		7	2	1	10			4			4		

※R5は予定件数含む。

※1 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

※2 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

(参考)目標設定対象外サービス

区分	サービス種別	R元	R2	R3	計	R4	R5	R6 (見込み)	計
児童	児童養護施設	1	2		3	1	2		3
	母子生活支援施設		1		1		1		1
	乳児院					1			1
	児童心理治療施設	1			1	1			1
	児童自立支援施設		1		1				
	保育所、認定こども園	5	1	5	11	6	2	6	14
	放課後児童クラブ						1	1	2
	小計(ウ)	7	5	5	17	9	6	7	22
合計(ア+イ+ウ)		25	13	8	46	15	10	17	42

8. 令和6年度島根県第三者評価事業周知及び受審促進の取組等について

(1) 社会福祉法人指導監査説明会等における受審勧奨

県内すべての社会福祉法人を対象とした指導監査説明会・研修会並びに介護保険事業者や障がい福祉関係事業者等への集団指導の際に、第三者評価事業の概要等について説明し受審を呼びかけた。(法人説明会等:令和6年6~7月、7会場、介護・障がい集団指導:令和7年3月)

(2) 指導・監査時における説明・指導

地域福祉課及び各事業担当課が実施する社会福祉法人、社会福祉施設、事業所の指導・監査の際に受審勧奨を行った。

※高齢者(一部のサービスを除く)分野及び障がい分野については、平成30年度から施設等利用者への重要事項の説明項目に「第三者評価の実施状況」が追加されたことに伴い、これを記載していない施設等に対しては記載するよう文書により指導を行った。

※障がい分野については、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定において、就労継続支援A型の基本報酬の算定に係る実績について、「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」「多様な働き方」「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点からなる各評価項目の総合評価をもって実績とする「スコア方式」に見直され、「支援力向上」の指標に、第三者評価の受審状況（「前年度末日から過去3年以内の第三者評価の受審状況」）が盛り込まれることになった。

(3) 受審ステッカーの配布

受審済の施設、事業所に「しまねっこ」受審ステッカーを配布し、PRを促した。

（事業所内貼付用・福祉車両貼付用）（表示可能期間 社会的養護関係施設：3年間、その他の施設、事業所：5年間）

9. 各種研修の実施について

(1)養成研修

令和6年9月18日～9月20日(前期)10月21日～10月22日(後期)

いきいきプラザ島根 3名受講

(2)継続研修

令和6年11月25日 いきいきプラザ島根 1名受講

養成研修修了者のうち、評価業務に携わる者に対して実施

※更新時研修 ※令和6年度は中止

評価機関における調査者としての資格を付与するために実施。

評価の実施に必要な知識や手法等を習得。資格の有効期間は2年間。

※指導者研修 ※令和6年度は中止

養成・継続研修の講師就任予定者に対して、指導に必要な知識及び技術を習得するために全国社会福祉協議会が実施。県は、受講者の受講料及び旅費を負担。